**提出①**

**令和８年度地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業**

**チェックシート**

　補助金の対象になるかどうかをご確認ください。

チェックが入らない項目がある場合、補助の対象となりません。（事業内容についての非該当事業項目を除く。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 確認事項 | チェック✔ |
| **実施団体について** | 団体に、定款に類する規約がある。 |  |
| 団体の意思を決定し、執行する組織が確立している。 |  |
| 自ら経理し、監査する会計組織があり、団体名義の口座がある。 |  |
| 活動の拠点となる事務所等がある。 |  |
| **伝統行事等について** | 概ね戦前に始まった伝統行事である。 |  |
| 担い手や資金不足を克服するための取り組みを行う計画がある。 |  |
| 特定の宗教者・宗教団体による宗教行事ではない。 |  |
| **事業内容について　　申請する事業の項目のみチェック✔してください。** | | |
| □用具等整備事業  あてはまる事業のみ | 対象用具は、団体の所有物である。 |  |
| 使用している用具の経年劣化による修理・新調である。 |  |
| 古くから継承されている仕様による修理・新調である。 |  |
| 建築物や個人の所有物は事業の対象に含めていない。 |  |
| □後継者育成事業 | 団体の会員を対象とした技術練磨等の取組みである。 |  |
| □記録作成事業 | 制作した動画等の記録を、普及用として公開・配信することも含めた取り組みである。 |  |
| 全般的な留意事項 | 令和８年度中に着手及び完了する事業である。 |  |
| 文化庁が作成するホームページに行事情報の掲載が可能である。 |  |
| 補助対象経費の上限及び自己負担額について(応募多数の場合は、15％以上の自己負担となる可能性があることを含めて)確認した。 |  |
| 令和７年12月中に応募書類（見積書、仕様書含む）を提出できる。 |  |
| 補助金の支払いが令和９年４月以降となり、一時的に立替えが生じることについて了解している。 |  |

**提出・問い合わせ先**　 世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係

所在地：〒154-0016　世田谷区弦巻3-16-8　教育会館3階

電　話：03-3429-4264 FAX：03-3429-4267

**提出方法** 電子申請 ・ 郵送 ・ FAX ・ 窓口持参　のいずれか

**提出期限　令和７年９月１６日（火）１７時まで**